

## 静岡県工業技術研究所利用者用 Wi-Fi 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、静岡県工業技術研究所（工業技術支援センターを含む。以下「研究所」という。）の来所者が、研究所に設置する利用者用 Wi-Fi 設備を用いたインターネット接続環境（以下「本サービス」という。）を利用する際に必要な事項を定める。

### (規約の適用)

第2条 本サービスを利用する来所者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用するにあたって、事前に本規約に記載された全ての内容に同意するものとする。

2 研究所は、別に定める「静岡県工業技術研究所利用者用 Wi-Fi 利用者情報記入用紙」での利用者情報の提出をもって、利用者が本規約の全ての内容に同意したものとみなす。

### (本サービスの内容)

第3条 本サービスは、利用者が自己の所有するスマートフォン、タブレット、パソコン等の無線 LAN 接続機能を用いてインターネットに接続するための環境を研究所が提供するものである。

### (利用方式)

第4条 本サービスの利用料は無料とする。但し、インターネット上の有料サービスは利用者の負担とする。

2 本サービスを利用するために接続する機器のセキュリティ対策は、利用者において行うものとする。

3 本サービスの提供時間は研究所の開所日の午前9時から午後5時までとする。

### (利用記録)

第5条 研究所は、利用状況及び不正アクセス確認のため、サービスへの接続状況及び端末固有情報を記録するものとする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。

(1) 研究所から提供された SSID 名及びパスワードの情報を第三者に知らせる行為。

(2) 研究所若しくは第三者の著作権、財産、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。

(3) 研究所若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。

(4) 研究所若しくは第三者を誹謗中傷する行為。

- (5) 研究所若しくは第三者の保有する情報等を不正に収集、開示及び漏洩する行為。
- (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他に提供する行為。
- (7) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為、若しくはそのおそれのある行為。
- (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて又は本サービスに関連して使用する行為、若しくは提供する行為。
- (9) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引並びにその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量のメールを送信又は誘導、誘発する行為。
- (10) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する又は違反するおそれのある行為。
- (11) 法令、条例に違反する又は違反するおそれのある行為。
- (12) 法人等による組織的な利用行為。
- (13) 本利用規約等に反する行為。
- (14) その他、研究所が不適切と判断する行為。

(本サービスの変更、停止、廃止)

第7条 研究所は、必要と認める場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの変更、停止又は廃止を行うことがある。

(免責事項)

第8条 研究所は、本サービスにおいて利用者が所持するスマートフォン、タブレット、パソコン等の設定並びに接続等に関する個別の問合せには一切対応しない。

- 2 研究所は、本サービスにおいて、電波状況及び回線状況に伴う接続の可否や通信速度を保障しない。
- 3 研究所は、本サービスで提供されるインターネット接続を通じて得られる情報等について、いかなる保証もしない。
- 4 研究所は、本サービスの提供に関して、利用者に生じた損害、利用できなかったことによる損害及びその他のいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(本規約等の変更)

第9条 研究所は、本規約の内容について、利用者に事前の承諾を得ることなく、又は事前に予告することなく変更することがある。

- 2 研究所は、利用者が本規約の変更後に本サービスを利用する場合、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなす。

(損害賠償)

第 10 条 利用者の本サービスの利用によって生じたいかなる損害に関しても、研究所は一切その賠償の責を負わないものとする。

2 利用者が本規約に違反し研究所が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(裁判管轄)

第 11 条 本規約に関する紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。